

## 第 1 回審議会意見への対応について

### 【資料 2 県土利用のモニタリングに関する調査要領（案）】

#### モニタリングと計画評価の関係

○ 「モニタリングと計画評価の関係」において、モニタリングは2年ごとに個々の指標の傾向を把握し、計画評価は7年後に事後評価を行うと書いてある一方で、「モニタリング・計画評価制度の流れ」において、モニタリングの中に「目標達成状況に応じて再検証」と書いてある。

2年ごとに行うモニタリングは指標の傾向を把握するだけでなく、目標達成状況に応じて再検証するというところにどう結び付けていくのかが順応的管理のポイントになるので、そのような関係をもう少し明確に示した方が良い。

→ 「モニタリング・計画評価制度の流れ」において、モニタリングの内容に、「目標の達成状況や統計調査の実施状況等に応じて指標を再検証する」を追記しました。

### 【資料 4 モニタリング指標（案）総括表】

#### 基本方針 1 「人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用」

○ 「都市のスポンジ化」に係る指標について、「空き地」に関しては面積の指標しかなく、対応に関する指標がないのが一番大きな問題である。

○ 空き地に関しては、昨年都市緑地法が改正され、こうした空き地を市民緑地にしたり、市民参加で活用したりすることができる法制度になった。都市緑地法の改正の中で、しかるべき都市計画的な手法が位置付けられており、その指定や団体等に係る統計は十分取れると思われるので、是非それを指標に載せて欲しい。

→ 「都市のスポンジ化」に係る「空き地」対策の指標として、都市緑地法改正により制度化された「市民緑地認定制度」に係る指標「民間主体による市民緑地認定件数・面積」を新規追加しました。

○ 1.3「産業の持続的発展と県内外との交流基盤の整備」の項目で、「製造品出荷額」が指標にあがっているが、今後の千葉県における産業の持続的発展のイメージからすると指標が製造業だけというのは少し違和感がある。流通、情報などの指標も入っていた方が、今後の千葉県における産業の持続的発展を考えたときにより良いのではないかと。

→ 物流及び情報通信に係る指標として、「県発着別総貨物輸送量」及び「情報通信業売上高」を新規追加しました。

○ No. 43「交流人口」について、「取組」に関する指標はどちらかというとインプットに関する指標が並んでいると思うが、この「交流人口」だけがインプットというよりアウトカムであると思われるので、むしろこの指標は、上の「計画実現に向けた措置」に係る指標に入っていく

るのではないか。

→ 「交流人口」はアウトカムとしての性格があると言えるため、「計画実現に向けた措置」に関する指標のところに移動修正しました。

## 基本方針2「県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生」

○ 多くの県民が住んでいる「暮らし」に関わる場所での自然環境の保全・再生においては、市町村が策定主体で地域の実情が反映される「緑の基本計画」が基本となる法制度であるので、指標に入れて欲しい。

→ 2.1「暮らしと交わる自然環境の保全・再生」に関する指標として、「緑の基本計画策定市町村数」を新規追加しました。

○ 「暮らし」というのはまさにたくさんの県民が暮らしている都市が当然関わってくるので、指標 No. 47 の「里山活動団体」がトップに来るのは不自然な気がする。

○ 来年度から森林環境譲与税が国税として県、市町村に交付される中で、特に東葛地域において、住民にとって身近な森林をこの財源によってどう整備するかは今後非常に大きな問題になってくる。

○ そのときに、森林地域を農業振興だけでない形でどう管理していくかがかなり重要になってくるので、その辺りをどう指標化するかはよく検討して欲しい。緑地の保全や森林の管理等について、千葉県の場合は市町村だけでなく県と連携しながら、特に東葛地域において、どう対応していくかは大きな課題だと思うので、そのような観点で再検討して欲しい。

→ 来年度から始まる森林環境譲与税は、従前からの施策（林業事業者による集約的な森林整備への支援等）による整備が困難な森林について、県民が必要とする多面的な森林機能の維持を図るため活用されることが想定されるので、2.1「暮らしと交わる自然環境の保全・再生」に関する指標として、県及び市町村が実施する「森林環境譲与税による森林整備面積」を新規追加しました。

→ 森林環境譲与税の用途として「里山活動団体」等の担い手にも活用できることを踏まえ、指標「里山活動団体による森林整備面積」は「里地・里山の保全」の個別取組に係る指標のところに移動修正しました。

○ 「健全な水循環の維持・回復」については水質に関する指標だけがあがっているが、例えば東京都では、地下水の循環ということで、湧水が激減している中、いかに湧水を維持・復活させるかを今後の非常に大きな政策課題として掲げているので、千葉県において県土の利用という点から地下水の循環をどのように考えているのか。

→ 地下水の循環については、中小河川の水源や豊かな自然環境、親水空間の提供等の観点から、県土利用においても重要であると考えており、国土利用計画（千葉県計画）の中では、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理等により、健全な水循環の維持又

は回復を図ることとしています。

地下水の担当部局では、地盤沈下や地下水汚染を防止する観点で、千葉県環境保全条例等に基づき、対策に取り組んでいるところですが、湧水の維持・復活の観点では地下水循環の取組をしていないのが現状です。今後の指標の見直しなどの機会を捉え、随時、担当部局と情報共有を図りながら、指標化の可否を含めて検討してまいります。

- 事業用の太陽光発電施設については、来年4月から、各市町村の景観部局でチェックを受けないと届出を受け付けられないところも出てきている。
- ただし、千葉県ではまだ景観行政団体になっていない市町村もあるので、千葉県内で大規模なメガソーラーの設置が続いてしまっている中、景観行政団体になっていない市町村における届出についてどのように対応するのか、県においても対応策を検討して欲しい。
- モニタリング指標の内容を超える部分もあるが、是非県として市町村だけに任せずにどういう対応ができるか検討をお願いします。

→ 千葉県としては、景観行政団体になっていない市町村が、景観行政団体へ移行するとともに、太陽光発電施設への対応が明記された景観計画が策定されることが重要であると考えており、引き続き市町村の景観行政団体への移行や景観計画の策定が進められるよう、様々な機会を捉えながら支援していきたいと考えています。

- 「温暖化対策」はこれからの県の国土利用計画にとって極めて大事であり、ヒートアイランドの問題は都市の緑化などの対策が行われるわけだが、温暖化の指標が「森林吸収源対策としての間伐実施面積」だけなのは不十分だと思う。
- 森林吸収源対策だけでなく、二酸化炭素を出していく方の指標がないとバランスが取れないと思う。

→ 二酸化炭素を出す側の指標として、「千葉県における二酸化炭素排出量」を新規追加しました。

- 現状凍結的に保全する「特別緑地保全地区」のほかに、都市の緑地保全としてもっと相応しい緑地制度があると思われるので、再検討をお願いします。

→ 県民の営みとともに在り、地域特性に根差し、多様で個性的な景観を有する指標としては、地方公共団体等が土地所有者と契約を締結し、緑地を公開することにより、地域の人々が利用することができる緑地が提供されることとなる「市民緑地契約制度」が相応しいと考えられるため、「特別緑地保全地区」は削除し、「地方公共団体等による市民緑地契約件数・面積」を新規追加しました。

- 「特別緑地保全地区」の指標を削除するのではなく、緑地保全として一番良い「特別緑地保全地区」にプラスして、行政と県民等による多様な緑地保全の取組（市民緑地等）を指標に反映させて欲しい。（例：「特別緑地保全地区・地方公共団体等による緑地保全件数・面積」）

→ 指標を「地方公共団体等による緑地保全件数・面積（特別緑地保全地区・市民緑地契約制度）」に変更しました。

### 基本方針3「災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築」

- 指標 No. 83 は「地震による被害件数」という形になっているが、自然災害は様々なものがある中で、地震だけに限定している理由は何があるのか。
- 危機管理課で内水氾濫など様々な自然災害の統計をとっていると思うので、しっかり指標に反映するようお願いする。  
→ 地震だけでなく風水害等を含め、「自然災害による被害件数」に指標を変更しました。
- 資料3の第4次計画指標 No. 41「山地災害危険地区の防災工事着工箇所数」が今回指標にあがっていないが、もし統計資料があるのであれば今回も指標に入れた方が良いのではないかと。数値の変動はないかもしれないが、大雨による土砂災害も多いので強化していかなければいけないところではないかと思う。
- 項目としてあるかということはそれを重視しているかという政策的な意思表示になるので、是非再検討をお願いする。  
→ 土砂災害への強化を踏まえ、「ハード施設整備による対策」の取組の指標に「山地災害危険地区の防災工事着工箇所数」を追加しました。
- 災害対策は極めて大事であり、東日本大震災の教訓として、事前復興という、自分たちの街で災害が起きた場合に備えて、事前に住民が集まってプランを作り、災害が起きた場合どうしたら良いのかや、自分たちの街はどれだけ安全で、危険と思われる地域はどこか把握しておくなど、ソフト面での様々な取組が東海・東南海の高知県や静岡県等で進んでいる。
- 「ソフト対策」の指標にそういう取組が入っていないので、県の考えを教えて欲しい。  
→ 千葉県では、平成29年に策定した「千葉県国土強靱化地域計画」において、基本目標の1つに「迅速な復旧復興」を掲げ、大規模自然災害発生後の行政機能確保や自主防災組織等による地域防災力の充実強化等を図ることとしていますが、事前復興はまだ取り組んでいないのが現状です。今後の指標の見直しなどの機会を捉え、随時、担当部局とも情報共有を図りながら、指標化の可否を含めて検討してまいります。

### 【資料4：基本方針4「多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い」】

- 指標 No. 106～108 の出典が県民生活・文化課となっているが、関係する各課がいろいろな協力のプログラムを持っているので、No. 106～108 の指標の出し方、どこからどういう指標を出してくるのかをもう少し詰めると、この項目が本当に特徴のある大事な柱になるのではないかと思う。
- 千葉県らしい県民の取組というのは、里山が代表的なものであり、それ以外にもあると思うので、そういったものを評価して伸ばしていける指標になるよう検討をお願いする。  
→ 全体的な市民活動に係る指標ではなく、土地利用に係る市民活動の交流・連携・協働の指標として、「里山活動協定認定件数、参加団体・企業数」、「景観づくり地域活動団体認定数」、「ア

ダプトプログラム参加団体数（道路・河川海岸）」を追加しました。

○ 「景観づくり地域活動団体」は、活動が限定され、県民の取組が数字として反映されていないと思われる。

○ 公園緑地等の維持・活用に関しては、様々な取組が行われているので、行政と連携した活動や団体の数字を指標化して欲しい。

→ 「景観づくり地域活動団体」の指標を「公園緑地の保全・管理等に係る市民活動団体数」に変更しました。

○ 国土利用、土地利用からすると、「美化活動」を前面に出すのではなく、千葉県の大きな特徴であり、都市に住む人や地域の人など様々な人が関わっている千葉県の新しい動きとしての「里山活動団体」の指標を埋没させずに前面に出すことで、「多様な主体の交流・連携・協働」を国土利用計画の中で適切に位置付けるのが大事であると思う。

→ 「里山活動団体による森林整備面積」を前面に出すように順番を変更しました。

○ No. 117「教育の森利用者数」について、第4次計画の基準年2004年で7,489人が、2015年には3,019人とほぼ半減になっているが、これをもって教育の森はいらないのかという議論になってしまうと非常に問題である。

○ 教育の森というのは基本的に教育委員会が子供のための施設などを作っているが、それが老朽化し、市町村の施設を使わないで、キャンプなどの他の施設に行っている事例が多くなっている問題により、このままだともっと減少する結果になってしまうので、取扱いについて検討して欲しい。

○ 他の都道府県では、所管を公園緑地課に変えて、指定管理者制度により森林を管理し、子供たちにより良く遊んでもらえるような施設に転換している事例もある。

→ 「教育の森利用者数」については、総合的な学習の時間の授業時数削減など教育環境の変化も一因となって減少傾向が続いていると考えられますが、今後の利用者数の動向や利活用の現況等を見守りながら、より有効活用が図られるような施設となるよう、引き続き担当部局を中心に検討してまいります。

○ 公園についてもPark-PFIという公募設置管理が入るような激動の時代になり、今まで整備してきたハードをどれだけ活性化していけるかということで、教育の森、県民の森、県立公園等も利用者はこれからどんどん増えるかと思う。

○ 資料3の第4次計画指標No. 86「県立都市公園の開設面積」は今回削除されているが、これからは、交流・支え合いの中で、ハードをどういうふうに活用していくかという第4次計画のときとは違う時代になる。それを踏まえ、指標を「県立都市公園の利用者数」とすると伸びしろが非常に大きなものとなるので検討して欲しい。

→ 県立都市公園の利用者数の算定は、指定管理者ごとに独自の推計により集計しているものであるため、また、今後、指定管理者が変わることで、従前の算定方法も変わる可能性がある

ため、それぞれ算定方法が異なる数値を合計しても指標として適切な評価ができないと考えられます。

よって、今回は利用者数の指標化は見送らせていただきますが、今後、算定方法が統一され、適切な評価ができる状況になれば指標化を検討していきたいと考えております。

→ 一方、県立都市公園の整備状況は現在も3公園で整備中であり、今後も一定の増加が期待できることから、「県立都市公園の開設面積」を4次計画から引き続き採用することとします。